

西宮市ふるさと納税推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ふるさと納税の推進を図るとともに、市内産業の活性化を図ることを目的として、西宮市へふるさと納税を行った個人（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく西宮市の住民基本台帳に記録されていない者に限る。以下「寄附者」という。）に対して返礼品の贈呈及び西宮市ふるさと納税推進事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金に係る寄附をいう。
- (2) 返礼品協力事業者 第4条の規定による承認を受けた事業者をいう。
- (3) 返礼品 返礼品協力事業者が取り扱う商品等で、第4条又は第5条の規定による承認を受けたものをいう。
- (4) 業務代行事業者 ふるさと納税のポータルサイトによる寄附受付や返礼品の発注及び配送管理並びに返礼品に関する問合せ対応業務を効果的に運営するため、市が指定する事業者をいう。

(返礼品の贈呈等)

第3条 市長は、寄附者（ふるさと納税額が5千円以上の者をいう。ただし、返礼品として電子クーポン券を希望する場合は、5千円未満の者も含む。）に対し、ふるさと納税額の3割以下に相当する額の範囲内で返礼品（商品代、梱包資材費、消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）を贈呈する。ただし、寄附者が返礼品の贈呈を希望しない場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定による返礼品の贈呈は、返礼品協力事業者が業務代行事業者を通じて寄附者に発送することにより行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定により寄附者へ返礼品を送付した返礼品協力事業者に対し、返礼品に要した費用を、業務代行事業者を通じて支払うものとする。

(返礼品協力事業者等の承認)

第4条 事業への参加を希望する事業者は、地方税法第37条の2第2項第2号及び同法第314条の7第2項第2号に該当する贈呈の対象となる商品等（以下「対象商品」という。）とともに市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による承認の申請は、別に定める様式により行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を精査し、適当であると認めたときは、当該申請を行った事業者に通知する。

(変更の承認)

第5条 返礼品協力事業者は、前条の規定による承認を受けた対象商品の内容を変更するときは、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による承認の申請は、別に定める様式により行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を精査し、適当であると認めるときは、当該申請を行った返礼品協力事業者に通知する。

(事業参加又は返礼品提供の辞退)

第6条 返礼品協力事業者は、事業への参加又は返礼品の提供を辞退するときは、速やかに、別に定める様式を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による事業への参加又は返礼品の提供を辞退する場合において、辞退前に寄付者から受けた申込については、返礼品協力事業者が責任をもって対応するものとする。

(参加承認又は変更承認の取消し)

第7条 市長は、返礼品協力事業者又は返礼品が事業にふさわしくないと認められる場合は、第4条第1項又は第5条第1項の規定による承認を取り消すことができるものとする。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成28年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年10月1日から施行する。